

保護者 様

四街道市立山梨小学校長
(公印省略)

第3種その他に分類される学校感染症の出席停止解除について

第3種その他に分類される下記の学校感染症につきまして、出席停止解除までの流れが今年度から変更となりましたため、お知らせいたします。

これまでは医師が記入した「登校許可証明書」が必要でしたが、今年度からは別紙のとおりに、医師に確認・指示していただいた上で保護者が出席停止期間を終えた旨を記入する「登校に関する療養報告書」の提出をもって出席停止解除とする取り扱いとなります。

こちらの対応は、市内保育園・幼稚園と同じ扱いとなっており、今後は小中学校も保育園・幼稚園の対応に合わせる形をとって参ります。

第3種その他に分類される学校感染症

疾患名	出席停止期間の基準
溶連菌感染症	適切な抗生剤治療後24時間を経て解熱し全身状態が良好となるまで
手足口病	解熱し、全身症状が安定するまで
ヘルパンギーナ	
伝染性紅斑(りんご病)	全身症状が安定するまで
マイコプラズマ感染症	感染力が強い急性期が終わった後、症状が改善し全身状態が安定するまで

四街道市立山梨小学校長 様

登校に関する療養報告書

下記の疾患との診断を受け療養しておりましたが、感染しやすい期間を脱し、かつ病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断しましたので次のとおり報告します。

1. 医療機関名 _____ (受診日 _____ 月 _____ 日)

2. _____ 月 _____ 日から療養開始、 _____ 月 _____ 日から登校可能です。

該当に○	疾患名	出席停止期間の基準
	溶連菌感染症	適切な抗生剤治療後 24 時間を経て解熱し全身状態が良好となるまで
	手足口病	解熱し、全身症状が安定するまで
	ヘルパンギーナ	
	伝染性紅斑（りんご病）	全身症状が安定するまで
	マイコプラズマ感染症	感染力が強い急性期が終わった後、症状が改善し全身状態が安定するまで

_____ 年 _____ 月 _____ 日

_____ 年 _____ 組 児童氏名 _____

保護者氏名 _____